八代市監査委員公告第５号

地方自治法第２４２条第１項の規定により提出された住民監査請求書（八代市職員措置請求書）について、その結果を公表します。

令和８年１１月１９日

八代市監査委員　野々口　正治
八代市監査委員　安土　裕二郎
八代市監査委員　大倉　　裕七

八代市職員措置請求監査結果

１　請求名　八代市職員措置請求書

２　請求人　（省略）

３　請求の要旨（原文のとおり）

八代市（市民環境部環境施設課）が令和５年６月１６日に「清掃センター解体工事」の工事公告を行い、同年１０月２日付けでＡ企業体と金額９億８，４２７万１，２００円（税込）で本契約された。その後、令和７年１月２１日付けで契約変更（工期延期）、同年３月１９日付けで契約変更（増額１億３，７０２万４，８００円税込）されている。

当該工事は「性能発注方式」が採用されているにもかかわらず、令和７年３月１９日付けで以下の理由にて契約変更がなされている。

①土壌分析の結果、敷地内で基準値を超えるヒ素が検出されたため、その土壌の撤去及び処分が必要となったため。

②地中に岩等の障害物があり、当初予定していた工法での矢板の施工が困難となったため。

③内側に傾いている西側水路を補修するため。

変更された内容について情報開示請求を行ったところ、以下の点について不当な支払いがなされている。

①において、ヒ素汚染土壌量の算出においても図面と設計数量が整合しないこと。また、本体撤去用の土留工をすでに施工しているにも関わらず、必要以上の土留工を計上している。直接工

事費で不必要な３，０３２，９６４円を計上している。

②においては性能発注方式にも関わらず、硬質地盤対応型に工法変更しているが、試験施工結果を踏まえた施工方法の区分と施工実績が乖離しており、本来試験施工結果にて契約変更すべきところ、施工実績の数量にて契約変更がなされている。また、工法変更となった矢板枚数分の施工費が当初設計数量から控除されておらず二重計上となっている。

このような不当な積算により、不当な金額が受注者に支払われている。直接工事費で　２８，４０１，２２０円過大積算している。

①と②を合算すると、直接工事費３１，４３４，１８４円に及び工事費に換算すると約４，１００万円に及ぶ過大積算である。（但し契約変更を認めた場合）また、契約変更を認めない場合は直接工事費３６，６４２，８８２円、工事費に換算すると約５，１００万円となる。

その結果、不当に市税が支払われており、契約変更当時の市長及び担当部長及び担当課長に対して損害賠償を求めるものである。

今回の請求において当該工事の財務会計上の行為は令和７年３月１９日付けにて変更契約を行い、１年以上経過しているが、令和７年９月１２日より、令和８年４月５日までに６回にわたり開示請求を行い、内容を精査し、監査請求に向けて作業を進めていたが、令和８年７月２８日の「熊本地震」により請求者が被災を受け、請求資料作成に時間を要し、期限内に請求ができなかったものである。

４　監査結果

却下（不受理）

５　却下の理由

本件請求について、地方自治法第２４２条第１項及び同条第２項に定める要件を審査した結果、住民要件、対象となる行為の特定、違法性又は不当性の摘示、措置の要求、財産的損害の主張、請求の形式及び事実証明書の添付のいずれについても、適法な請求に必要な要件を満たしていると認められたものの、同条第２項に定める請求期間の要件を満たしていませんでした。その理由は以下のとおりです。

（１）住民監査請求の期間要件について

地方自治法第２４２条第２項は、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。

同項は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となりえるとしておくことが法的安定性を損ない、好ましくないとして、監査請求の期間を定めたものです（最高裁昭和６３年４月２２日第二小法廷判決）。

また、同項ただし書にいう「正当な理由」があるというためには、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができなかったこと、並びにこれらを知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたことを要すると解されます（最高裁昭和６３年４月２２日第二小法廷判決、最高裁平成１４年９月１２日第一小法廷判決）。

（２）請求人が監査を求める財務会計行為と請求期間

本件請求の対象行為である、「清掃センター解体工事における増額の変更契約締結行為」（以下「本件変更契約」という。）は、その契約年月日が令和７年３月１９日であることから、その翌日から起算して１年という期間は、令和８年３月１９日の経過をもって満了することになります。

本件請求は、令和８年１０月２８日に行われており、本件請求が適法なものとなるためには、請求が１年を経過した後に行われたことについて、「正当な理由」が必要となります。

（３）正当な理由の有無について

請求人は、請求において、「令和７年９月１２日より令和８年４月５日までに６回にわたり開示請求を行い」、情報開示によって初めて事実を知ったため「正当な理由」があると主張しています。

確かに、令和７年９月１２日から令和８年４月５日までの間に６回の情報公開請求が行われた事実は認められます。

そこで、まず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件変更契約の存在及び内容を知ることができた時期について述べます。

本件変更契約については、令和６年１２月１２日に予算の審議が、令和７年３月１３日に契約締結の審議がそれぞれ建設環境委員会で行われ、予算書及び委員会記録等の関係資料は既に公表されています。しかし、これらの公表資料からは本件変更契約の具体的詳細を把握することは困難であり、前述のとおり、請求人は本件請求に際して情報公開請求を行うなど相当の注意力をもって調査を尽くし、情報開示を受けたことで、初めて本件変更契約の内容を知り得たとの請求人の主張には理由があるといえます。

そうすると、本件変更契約についての住民監査請求を行うことのできる程度に、当該行為の存在及び内容を知ることができた時期は、遅くとも最後の開示が行われた令和８年４月１６日の時点であると解するのが相当です。

次に、その時から「相当な期間」内に監査請求がされたかどうかについて述べます。

この点について、前掲最高裁平成１４年９月１２日判決は、住民が対象行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から８４日後にされた監査請求について、「相当な期間」内にされたものということはできないと判示しています。他方、最高裁平成２０年３月１７日判決は、約３０日後にされた監査請求について「相当な期間」内にされたものと認め、また、前掲最高裁平成１４年９月１２日判決では、仮に監査請求が６６日後にされたとすれば、「相当な期間」内にされたものと認めることができるとしています。

これを本件請求に照らし合わせてみると、上述した令和８年４月１６日から本件請求がなされ

た同年１０月２８日までには１９５日が経過しており、「相当な期間内」になされたものとは認められないと判断せざるを得ません。

なお、請求人は「熊本地震により請求者が被災を受けた」旨も主張しています。

しかしながら、上記開示日である令和８年４月１６日から、請求人が主張する地震発生日である同年７月２８日までの間には、既に１０３日が経過しており、当該地震は、本件変更契約について住民監査請求を行うことのできる程度に行為の存在及び内容を知ることができたと解される日から相当期間が経過した後に発生したものといえ、上記判断に影響をあたえるものではありません。

以上のとおり、本件請求は地方自治法第２４２条第２項の要件を満たさないものと判断し、その請求を却下します。